

## 日之影町ゼロカーボン推進協議会規約

### (名称)

第1条 本会は、「日之影町ゼロカーボン推進協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、日之影町のゼロカーボンシティ（2050年温室効果ガス排出実質ゼロ）及び我が国全体の脱炭素社会の実現に向けて、町民、事業者、行政等多様な主体が協働して、日之影町の地域特性を踏まえた地域脱炭素（地域課題の解決による暮らしの質の向上）に向けた取組を共に考え、共に創りあげていくことを目的とする。

### (協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 脱炭素の取組内容に関する事
- (2) 地方公共団体実行計画に関する事
- (3) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第4条 協議会は、町長を会長とし、第2条の目的に賛同する法人・団体等を会員として構成する。

- 2 会長は協議会を総括する。
- 3 協議会は必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

### (会員の任期)

第5条 会員の任期は、協議会が存続する期間とする。

### (会議)

第6条 協議会は、第1条に掲げる目的を達成するため、必要に応じ、会議を行う。

- 2 会議は会長が招集する。
- 3 会議の議長は会長とする。
- 4 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指定する者が、その職務を代理する。
- 5 議長が必要と認めるときは、会員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 6 協議会は、必要に応じて、書面及びオンライン会議等により開催することができる。
- 7 会議は、原則として公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議及び会議

資料の全部または一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、日之影町役場地域振興課に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規約は、令和5年8月25日から施行する。